

「日本外交史 その五」

黒田裕樹（ブログ「黒田裕樹の歴史講座」）

1. 初期の外交問題と領土の画定

明治元（1868）年旧暦 1 月、明治新政府は兵庫に欧米列強の代表を集め、王政復古と今後は天皇が外交を親裁（しんさい、君主が自分で裁決すること）することを通告するとともに、旧幕府が列強と結んだ条約を引き継ぐことを約束して、対外関係を整理しました。

新政府からすれば、自分たちが政治の実権を握る前に、江戸幕府が諸外国に無理やり結ばされた不平等条約など引き継ぎたくはありませんでしたが、政権が交代しても、国家間のルールをそのまま継承するのが世界の常識であった以上、やむを得なかったのです。

明治政府が受け入れた安政の五か国条約は、1872 年 7 月 4 日（旧暦明治 5 年 5 月 29 日）から改正が可能でした。これを知った政府は、条約改正の交渉を開始するとともに、欧米列強からの侵略を受けないためには、自分たちが直接西洋まで出かけて見聞を広める必要があると考えました。

そこで、明治 4（1871）年旧暦 11 月に、右大臣の岩倉具視（いわくらともみ）を全権大使とし、大久保利通（おおくぼとしみち）や木戸孝允（きどたかよし）、伊藤博文（いとうひろぶみ）らを副使とする大使節団を欧米に派遣（はけん）しました。これを「岩倉使節団」といいます。

ところが、条約改正の交渉は、最初の訪問国アメリカで早くもつまずいてしまいました。外交使節が交渉を外国で行うためには、国家元首からの全権委任状が必要だったのですが、そのことを知らなかった岩倉使節団は持参していなかったのです。

アメリカからの指摘で自らの不備に初めて気づいた岩倉使節団は、やむなく大久保・伊藤の両副使を日本に一時的に帰国させ、全権委任状を取りに行かせました。日米間を無駄に一往復せざるを得なかった、両名の心中は如何（いか）ばかりだったでしょうか。

ようやく全権委任状を入手できた使節団でしたが、アメリカから新たな条約項目の提案を受けるなどの難題が多かったこともあり、条約改正の交渉は結局打ち切られてしまいました。

その後の使節団は、その目的を欧米視察に切り替え、近代国家の政治や産業など多くの見聞を広め、欧米の発展した文化を政府首脳が直接目にしたことで、我が国が列強からの侵略を受けないためにも、内政面における様々な改革が急務であることを痛感しました。

そんな折、西郷隆盛(さいごうたかもり)を中心とする「留守政府」が、外交面を中心に大きな動き(詳細は後述します)を見せていたことを知った一行は、予定を変更して、明治6(1873)年9月に急いで帰国しました。

なお、岩倉使節団には多くの留学生が随行しており、その中には、後に女子英学塾(現在の津田塾大学)を設立した、当時8歳の津田梅子(つだうめこ)の姿もありました。

不平等条約の改正と肩を並べる重要な外交問題として、我が国が欧米列強からの侵略や植民地化をいかにして防ぐかということがありましたが、特に深刻だったのは、ロシアの南下政策でした。

当時のロシアの主要な領土は、北半球でも緯度の高いところが中心でしたが、極寒の時期になると、港の周辺の海が凍ってしまうのが大きな悩みでした。このため、ロシアは冬でも凍らない不凍港を求め、徐々に南下して勢力を拡大しつつあったのですが、ここで問題となったのが、朝鮮半島の存在でした。

もし朝鮮半島がロシアの支配を受けてしまえば、かつての元寇(げんこう)のように、我が国が直接ロシアの侵略を受けることは、火を見るより明らかでした。すなわち、朝鮮半島がどのような状況に置かれるかということが、我が国の防衛のカギを握っていたのです。

そこで、明治政府は当時の李氏朝鮮に近代化を進めるように働きかけました。朝鮮半島が開国して近代化し、確固たる独立国となったならば、朝鮮の人々のためになると同時に、我が国の安全度も増すと判断したからです。

政府は早速、当時の朝鮮国王である高宗(こうそう)に対して外交文書を送ったのですが、ここで両国にとって不幸な行き違いが発生してしまいました。

朝鮮国王は、我が国からの外交文書の受け取りを拒否しました。なぜなら、文書の中に「皇(こう)」や「勅(ちよく)」の文字が含まれていたからです。当時の朝鮮は清国(しんこく)の属国であり、チャイナの皇帝のみが使用できる「皇」や「勅」の字を我が国が使うことで、「日本が朝鮮を清国と同様に支配下に置こうとしている」と判断されてしまったのです。

もちろん、我が国にそんな意図はなく、明治新政府となって、我が国が天皇中心の新たな中央集権国家に生まれ変わったという意味で、形式的に「皇」や「勅」の字を使用したに過ぎませんでした。我が国は朝鮮に対して理解を求め、新たに「皇」や「勅」の字を使用しない外交文書を送るなど、懸命の努力を重ねましたが、態度を硬化させた朝鮮は首を縦に振りませんでした。

我が国と朝鮮とが国交断絶の状態となった一方で、我が国とチャイナの清国との間では、明治4(1871)年に対等な条件の日清修好条規が結ばれていました。宗主国である清国が我が国と国交を結んでいるのに対して、属国である朝鮮が国交を結んでいないということは、裏を返せば「朝鮮は明治政府を承認していない」という意思表示でもありました。

このような朝鮮の排他的な態度に対して、明治政府の内部から「我が国が武力を行使してでも朝鮮を開国させるべきだ」という意見が出始めました。

こうして政府内で高まった「征韓論(せいかんろん)」ですが、その中心的な存在となったのが西郷隆盛でした。しかし西郷はいきなり朝鮮に派兵するよりも、まずは自分自身が朝鮮半島に出かけて直接交渉すべきであると考えていました。その意味では、征韓論というよりも「遣韓論(けんかんろん)」といったほうが正しいかもしれません。

もっとも、西郷のような政府の重鎮が、国交のない国に出向いて万が一のことがあれば、朝鮮とはそのまま戦争状態となってしまうのは明らかでした。留守政府は西郷の朝鮮への派遣を一度は閣議で内定したのですが、一報を聞いてあわてて帰国した大久保利通らが猛反対しました。

西洋の発展を直接目にした、いわゆる「外遊組」にとっては、富国強兵や殖産興業を一刻も早く行い、列強からの侵略を受けないようにすることこそが最重要課題であり、外交問題がこじれたからといって、朝鮮半島へ派兵する余裕は全くないと考えていました。

一方、西洋を「見なかった」西郷らの留守政府には、外遊組の意図が理解できませんでした。まさに「百聞は一見に如(し)かず」であったとともに、彼らには、朝鮮との戦争によって、それまで活躍の場をなくしていた士族を救済したい、という思惑もあったのです。

征韓論は政府を二分する大論争となった末に、太政大臣代理となった岩倉によって、先の閣議決定が覆(くつがえ)されました。自身の朝鮮派遣を否定された西郷は政府を辞職し、同じく征韓論を唱えていた板垣退助(いたがきたいすけ)・後藤象二郎(ごとうしょうじろう)・江藤新平(えとうしんぺい)・副島種臣(そえじまたねおみ)の参議の四人もそろって下野(げや)しました。

これらの外交問題は、明治6(1873)年に発生したので「明治六年の政変」と呼ばれています。かくして征韓論を回避した政府でしたが、朝鮮との国交も急がなければなりません。そんな折、我が国と朝鮮との間で一つの事件が発生しました。

明治8(1875)年、朝鮮の首都である漢城(かんじょう、現在のソウル)の北西に位置する江華島(こうかとう)付近で、我が国の軍艦の雲揚(うんよう)号が朝鮮から砲撃を受けたのです。朝鮮からの軍事行動に対して、我が国も報復として砲撃を行いました(これを「江華島事件」といいます)、これをきっかけに我が国が朝鮮に対して開国するように働きかけたことで、翌明治9(1876)年に日朝修好条規が結ばれました。

ところで、一般的な歴史教育においては、日本が欧米列強に突き付けられた不平等条約への腹いせとして、自国より立場の弱い朝鮮に対し、欧米の真似をして無理やり不平等条約となる日朝修好条規を押し付けたという見方をされているようですが、このような一方的な価値観だけでは、日朝修好条規の真の重要性や、歴史的な意義を見出すことができません。

確かに日朝修好条規には、朝鮮に在留する日本人に対する我が国側の領事裁判権(別名を「治外(ち

がい法権)が認められていましたが、これは江戸時代からの慣習をそのまま成文化したものですし、また関税自主権については、日朝両国がお互いに関税をかけないという取り決めをしているところが、他の不平等条約とは全く異なっています。

それよりも重要なのは、日朝修好条規の第1条で「朝鮮は自主独立の国であり、日本と平等な権利を有する」と書かれていることです。これは、我が国が朝鮮を独立国と認めたことを意味しており、当時の世界諸国が朝鮮を「清国の属国」としか見ていなかったことからすれば、非常に画期的なことでした。

日朝修好条規は朝鮮が初めて自国で結んだ国際条約であり、この条約が結ばれたことで欧米列強も次々と朝鮮と条約を結びました。その内容は我が国が欧米列強と結んだのと同様に不平等でしたが、欧米列強が朝鮮を独立国として認めていることも意味していたのです。なお、日朝修好条規によって、朝鮮は釜山(ふざん、現在のプサン)・元山(げんざん、現在のウォンサン)・仁川(じんせん、現在のインチョン)の三港を開いています。

自らを宗主国として朝鮮を属国とみなし、独立国と認めようとしない清国の存在は、南下政策を進めるロシアとともに、我が国にとって外交上の大きな問題でした。先述のとおり、明治4(1871)年に我が国は日清修好条規を結んで清国と国交を開きましたが、間もなく琉球(りゅうきゅう)王国をめぐって紛争が起きてしまいました。

琉球王国はそもそも独立国でしたが、江戸時代の初期までに薩摩藩の支配を受けた一方で、清国との間で朝貢関係を続けていました。しかし、幕府が倒れて薩摩藩が設立に加わった明治新政府が誕生したことで、政府は琉球を日本の領土として組み入れることを決意し、明治4(1871)年の廃藩置県の際に、琉球を鹿児島県の一部として編入しました。

一旦(いったん)は琉球を我が国の領土とした政府でしたが、朝鮮と同じように琉球を属国とみなしてきた清国が強硬に抗議してくるのは明らかでした。そこで、政府は明治5(1872)年に新たに「琉球藩」を設置して、国王の尚泰(しょうたい)を藩主とし、また、かつての我が国の藩主と同じく華族(かぞく)の身分とさせました。

廃藩置県の終了後にわざわざ琉球藩を置いたのは、表向きは独立した統治が認められる藩とすることによって、我が国の琉球への方策に対する、清国からの抗議をかわそうとした政府の思惑がありましたが、そのような小手先の対応に清国が納得するはずがありません。清国は琉球が自らの属国であることを政府に主張し続けましたが、そんな折に、日清両国間での琉球の処遇を決定づける事件が起きました。

明治4(1871)年、琉球の八重山諸島(やえやましょとう)の住民が台湾(たいわん)に漂着(ひょうちゃく、ただよい流れて岸に着くこと)した際に、その多数が原住民に殺されるという事件が発生しました。これを受けて、政府は清国に対し抗議しましたが、清国は「台湾の島民には二種類あり、清国の支配に従わない島民は自国の支配が及ばない化外(けがい)の民である」として責任を逃れようとしてきました。

清国の煮え切らない態度に激怒した政府は、明治 7 (1874) 年に西郷従道(さいごうつぐみち)が率いる軍隊を台湾に出兵させました。これを「台湾出兵」または「征台(せいたい)の役(えき)」といいます。

出兵後、事態の打開のために大久保利通が北京へ向かって清国と交渉を行うと、イギリスの調停を受けた末に、清国が我が国の行為を義挙と認めて賠償金を支払い、我が国が直ちに台湾から撤兵することで決着しました。

台湾出兵によって、琉球の帰属問題が解決したものとみなした政府は、明治 12 (1879) 年に琉球藩を廃して、新たに沖縄県を置きましたが、その後も清国との間では交渉が続けられ、最終的な決着は日清戦争の終結まで待たなければなりませんでした。

なお、これらの琉球＝沖縄をめぐる一連の流れは、今日では「琉球処分」と呼ばれています。

それにしても、薩摩藩による支配を受けてから、沖縄県として我が国に編入されるまで、琉球王国は、我が国と清国とのほざまで時の流れに翻弄(ほんろう)され続けました。琉球にとっては悲劇ともいえる歴史に同情する人々も多いようですが、その背景として、琉球＝沖縄が抱える地政学上の宿命があることをご存知でしょうか。

沖縄や朝鮮半島、あるいは中国大陸が含まれている日本地図をお持ちの方がおられましたら、一度地図を逆さにひっくり返してください。日本列島や沖縄、あるいは台湾の存在によって、チャイナが日本海や東シナ海から外に出ないように閉じ込められていることに気づきませんか？

つまり、沖縄は台湾とともに、地政学的に見て中国大陸を海上で封鎖するための重要な拠点になっているのです。現代において、もし沖縄がチャイナの支配を受けてしまえば、チャイナの軍艦が東シナ海から太平洋へ抜けて、我が国の近海に容易に接近できることでしょう。もしそうなれば、我が国の安全保障に深刻な影響をもたらすこととなります。

それが分かっていたからこそ、当時の日清両国は沖縄の帰属問題についてお互いに一步も引きませんでしたし、またアメリカが第二次世界大戦後に沖縄を長期に渡って占領し、我が国返還後も沖縄の基地を手放そうとしない理由も考えることができるのです。

そして現在、中華人民共和国が我が国固有の領土である尖閣諸島(せんかくしょとう)の領有を声高(こわだか)に主張していることも、ガス田の開発といったエネルギー問題だけではなく、尖閣への侵略を自国による沖縄支配の布石としている気配を、私たち日本人は感じなければいけません。我が国と沖縄に関する歴史を学ぶことは、決して過去の話だけではなく、現代の我が国の安全保障について真剣に考えるべき重要な課題でもあるのです。

幕末に我が国とロシアとの間で日露和親条約を結んだ際、樺太(からふと)は国境を定めず両国の雑居地とした一方で、千島(ちしま)列島は択捉島(えとろふとう)と得撫島(うるっぷとう)の間を国境とし、択捉島以西は日本領、得撫島以東はロシア領とすることで、両国の国境を一度は画定しました。

しかし、雑居地とした樺太において、ロシアの横暴による紛争が激しくなると、朝鮮や琉球の問題を同時に抱えていた政府は、ロシアとの衝突を避けるためには、樺太の支配を放棄せざるを得ないと判断しました。

かくして日露両国は、明治8(1875)年に樺太・千島交換条約を結び、樺太全島をロシア領とする代わりに、千島列島の全島を日本領とすることを決めました。樺太と千島列島という明らかに不均衡な領土の交換は、当時の我が国とロシアとの関係をそのまま映し出す鏡でもあったのです。

なお、小笠原諸島(おがさわらしょとう)については、16世紀末に我が国が発見し、江戸幕府が開拓しましたが長くは続かず、所属不明となっていました。その後、新政府によって新たに日本の領土であると主張すると、一度は占領したイギリスやアメリカが異議を唱えなかったため、政府は明治9(1876)年に小笠原諸島を内務省の管轄としました。

ところで、卒業式の際の定番の歌のひとつとして「螢の光」が有名ですね。現在では2番までしか歌われませんが、実は歌詞が4番まであるのをご存知でしょうか。

3番の歌詞は以下のとおりです。

筑紫(つくし)の極(きわ)み 陸(みち)の奥(おく)
海山(うみやま)遠く 隔(へだ)つとも
その真心(まごころ)は 隔(へだ)てなく
一つに尽(つく)せ 国の為(ため)

筑紫は九州、陸の奥は陸奥、つまり東北のことですから、「我が国のどこにしようと国のために真心を尽くしなさい」と解釈できますね。

3番が歌われなくなった理由としては、大東亜戦争後に軍国主義を過剰なまでに排除する風潮が高まったことで、歌詞の「一つに尽くせ国の為」が敬遠されてしまったからのようです。歌詞全体をよく読めば、愛国心を持つとともに相手を思いやり、社会に貢献するという当然の内容だと思えるのですが…。

では4番の歌詞の内容はどうなっているのでしょうか。実は、先述した樺太・千島交換条約が深くかかわっているのです。

螢の光は明治14(1881)年に発表されましたが、当時の4番の歌詞は以下のとおりでした。

千島(ちしま)の奥(おく)も 沖縄(おきなわ)も
八洲(やしま)の内(うち)の 守りなり
至(いた)らん国に 勲(いさお)しく
努(つと)めよわが背(せ) 恙無(つつが)なく

八洲とは「多くの島」という意味で、島国である我が国の別称です。従って「その内」、すなわち我が国の領土には「千島の奥」も「沖縄」も含まれるという意味に解釈できますね。

「千島の奥」は千島列島すべてを意味しますから、明治8(1875)年に樺太・千島交換条約を結び、また明治12(1879)年に沖縄県を設置した後でつくられた歌詞であるということが分かります。ちなみに、4番の歌詞は我が国の領土が拡大するたびに変化していきました。

「千島の奥も台湾も 八洲の内の守りなり」
(日清戦争後に台湾を領有)

「台湾の果ても樺太も 八洲の内の守りなり」
(日露戦争後に南樺太を領有)

その後、大東亜戦争で我が国が敗戦した際に、樺太や台湾を手放しただけでなく、千島列島がソビエト連邦(現在のロシア)に不法占拠され、また沖縄が長い間アメリカの支配下に置かれたことで「実情に合わない」からと歌われなくなってしまったようです。

沖縄が返還されてから早や45年以上が経過した現在、我が国固有の領土である北方領土の存在を絶えず意識するためにも、当初の歌詞である「千島の奥も沖縄も」を堂々と歌い継ぐべきではないでしょうか。

2. 条約改正への道のり

明治初年の岩倉使節団による条約改正交渉の失敗の後、外務卿(がいむきょう)の寺島宗則(てらしまむねのり)は、領事裁判権の撤廃(てっぱい)と関税自主権の回復の両方を一度に実現するのは困難と判断し、政府の財源を確保することを優先して、明治9(1876)年に関税自主権の回復に向けての交渉を開始しました。

寺島はアメリカとの間で関税自主権回復の同意を得ることができましたが、当時アジアに対して大きな利権を持っていたイギリスやドイツが反対したことで、交渉は暗礁(あんしょう)に乗り上げてしまいました。

また、寺島が条約改正の交渉をしていた頃の明治10(1877)年に、イギリス商人のハートレーが我が国にアヘンを密輸入して捕まりながら、イギリス人の裁判によって無罪となったというハートレー事件が起きました。

さらに明治12(1879)年には、西日本を中心にコレラが流行した際に、神戸に停泊していたドイツ船のヘスペリア号が、我が国からの検疫(けんえき)命令を無視して横浜入港を強行したことで、結果として関東地方でもコレラによる被害が拡大し、全国で10万人を超える多数の死者を出してしまったという、ヘスペリア号事件が起きました。

こうした流れを受けて、寺島は外務卿を辞任し、条約改正に向けての交渉も失敗に終わりました。そして、ハートレー事件やヘスペリア号事件のような出来事を繰り返させないためにも、政府は領事裁判権の撤廃を優先して交渉を続けることになりました。

寺島宗則の次に外務卿に就任した（その後外務大臣となる）井上馨（いのうえかおる）は、明治 15（1882）年に東京で関係国の代表を集めて予備会議を開いた後、明治 19（1886）年から正式な条約改正に向けての会議を始めました。

井上は、条約改正を有利に進めるためには欧米列強の制度や風俗、あるいは習慣や生活様式などを我が国でも積極的に導入すべきであると考え、明治 16（1883）年に洋風の鹿鳴館（ろくめいかん）を東京・日比谷に建設して、国際的な社交場としました。

鹿鳴館では連日のように舞踏会（ぶとうかい）が行われ、我が国の要人も、夫人に洋装させてダンスを踊り続けました。井上によるこれらの手法は「欧化（おうか）政策」と呼ばれていますが、条約改正のためには格式にこだわってはいられないという、明治の要人たちの必死の思いと気概を感じさせるエピソードでもあります。

こうした努力が実ったのか、明治 20（1887）年には外国人の内地雑居（ないちざっきょ、外国人に我が国への自由な居住を認めること）を認める代わりに、領事裁判権の撤廃と関税自主権の一部回復を盛り込んだ改正案を列強が了承しました。

しかし、領事裁判権の撤廃には「ある条件」があり、またその条件と深くかかわった「ある事件」が起きていたことによって、井上は政府の内外で大きな非難を受けてしまったのです。

井上による交渉に基づく条約改正案のうち、領事裁判権の撤廃については二つの条件が付いていました。一つは我が国が欧米並みの憲法や民法などの諸法典を整備することでしたが、問題となったのはもう一つの方でした。

我が国において外国人を被告とする裁判に対して、半数以上の外国人の判事（＝裁判官）を採用するという条件が付いていたのです。もしこれが実現した場合には、仮に領事裁判権が撤廃されたとしても、過半数の外国人判事が存在することで、我が国で罪を犯した外国人に有利な判決が出る可能性が高いことは明白でした。

井上の改正案は政府内からも批判が多く、我が国のフランス人顧問（こもん）で法学者のボアソナードが反対したほか、農商務大臣の谷干城（たにたてき）が抗議の辞任をしました。

やがて改正案の内容が一般の国民の知るところとなると、井上によるそれまでの極端な欧化政策に反発していた民衆が、前年に起きていた「ある事件」に対する不満もあって激高し、收拾がつかなくなってしまうました。では、その「ある事件」とは何だったのでしょか。

明治 19（1886）年 10 月、イギリスの貨物船ノルマントン号が紀州沖で暴風雨のために沈没しまし

たが、この時にイギリス人の船長以下乗務員が全員脱出した一方で、乗っていた日本人の乗船客二十数名全員が見殺しにされるという悲劇が起きました。いわゆる「ノルマントン号事件」です。

船長は神戸の領事裁判所で裁判を受けましたが、同じイギリス人の判事は無罪の判決を言い渡しました。多くの日本国民はこの判決に激怒し、政府も船長を殺人罪で告訴して横浜領事裁判所で再び裁判が行われましたが、船長に下された判決はわずかに禁錮(きんこ、監獄に閉じ込める刑罰のこと)3か月であり、被害者への賠償は一切行われませんでした。

我が国で罪を犯した外国人に対して、同じ外国人が裁判権を握っている以上、正当な裁判が行われることが不可能であるという現実を嫌(いや)というほど思い知らされた国民の間から、領事裁判権の撤廃を求める声が日増しに高くなっていきましたが、そんな折に外国人判事を認める井上の改正案が発覚したものですから、国民の怒りが頂点に達してしまったのです。

結局、井上の改正案は見送られ、条約改正の交渉を中止するとともに、井上は混乱の責任を取って外務大臣を辞任しました。

なお、井上による一連の条約改正交渉に失望した民権派によって三大事件建白運動が始まり、自由民権運動が再び活発化しました。また、同じ紀州沖でこれより4年後の明治23(1890)年に再び起きた不幸な遭難(そうなん)事故(=エルトゥール号事件)が、我が国とトルコとの厚い友情のきっかけとなりました。

井上馨の後を受けて外務大臣となったのは大隈重信(おおくましげのぶ)でした。大隈は井上とは異なって条約改正に好意的な国から個別に交渉を始め、明治22(1889)年にはアメリカ・イギリス・ロシアとの改正条約の調印を行いました。

しかし、条約改正案の内容がイギリスの新聞であるロンドン・タイムズにすっぱ抜かれると、井上と同じように政府の内外で強い反対論が起きました。

なぜなら、大隈の改正案には「大審院(だいしんいん、現在の最高裁判所)に限って外国人判事を任用する」と書かれていたからです。いくら大審院に限定であっても、下級裁判所で外国人が判決を不服として上訴すれば、最後には大審院で裁かれることになり、井上案と同じ結果になるのは目に見えていました。

大隈の改正案を受け入れるかどうか、政府内で様々な議論が続けられましたが、そんな折の明治22(1889)年10月18日、大隈が閣議からの帰途(きと)で馬車に乗っていた際に、政治団体の玄洋社(げんようしゃ)の来島恒喜(くるしまつねき)が、大隈めがけて爆弾を投げつけました。

爆弾によって大隈が右足を切断するという重傷を負うと、これを機に条約改正の交渉は再び中断し、大隈も外務大臣を辞職しました。なお、大隈を傷つけた来島は、爆弾の炸裂(さくれつ)と同時に自決しています。

条約改正という悲願に向けて我が国が試行錯誤を繰り返す間に、世界の情勢が様変わりしていきました。ロシアがシベリア鉄道を計画し、1891（明治 24）年までに建設を始めると、ロシアの東アジアへの本格的な進出に対して、利害関係にあるイギリスが危機感を持ち始めました。

東アジアにおける権益を守るためには、日本が持つ軍事力を利用したほうが自国に都合が良いと判断したイギリスは、それまで条約改正交渉において対立関係にあった我が国に対して好意的になり、またこの頃までに大日本帝国憲法（＝明治憲法）その他の諸法典が我が国で相次（あいつ）いで成立したこともあって、条約改正に応じる態度を見せるようになりました。

イギリスの軟化を受けて、外務大臣の青木周蔵（あおきしゅうぞう）が条約改正の交渉を進め、領事裁判権の撤廃を含めた我が国の改正案に、イギリスが同意するまでこぎつけました。

ところが、そのような大事な時期に、我が国の今後を揺（ゆ）るがしかなぬ大事件が起きてしまったのです。

明治 24（1891）年、シベリア鉄道の起工式に出席するためにウラジオストックへ向かっていたロシアの皇太子のニコライが、その途中で我が国を訪問すると、大国ロシアの皇太子の来日に対して政府は国を挙げて歓迎し、各地で記念式典が行われました。

そんな折の 5 月 11 日、琵琶湖を観光したニコライを乗せた人力車に対して、滋賀の大津で警備を担当していた巡査の津田三蔵（つださんぞう）が、突然ニコライに襲いかかりました。これを「大津事件」といいます。

ニコライは負傷したものの、生命に別条はありませんでしたが、大国ロシアの皇太子がよりによって警備中の巡査に襲われるという想定外の出来事に、国内は大パニックになりました。何しろ相手は大国ロシアであり、これを口実に攻めてこられれば、我が国は滅亡するしか道はありません。

事の重大さに対し、明治天皇は直ちに列車で京都へ向かわれ、療養中のニコライをお見舞いされました（詳細は後述します）。また、国民の中には「ロシアの皇太子様に申し訳ない」と京都府庁前で自害する女性まで現われました。

政府首脳も当然のように大混乱となり、ロシアの機嫌を損ねないためにも、犯人の津田を死刑に処すべきであるという意見でほぼ一致しましたが、それはできない相談でした。なぜなら、津田の犯した罪は「謀殺未遂罪（ぼうさつみすいざい）」であり、当時の最高刑は無期徒刑（むきとけい、現在の無期懲役＝むきちょうえき）だったからです。

通常の刑罰では津田を死刑にできないことに気づいた政府は、裁判所に対して皇族に対する罪である大逆罪（たいぎやくざい）を類推適用するか、あるいは戒厳令（かいげんれい）や緊急勅令（きんききゆうちよくれい）を出してでも死刑にするように強く迫りました。

しかし、大逆罪はそもそも日本の皇族を想定してつくられており、同じ皇族といえども外国人にま

で適用させるのは無理がありました。また、戒厳令のような非常の手段で死刑にしたとしても、「法に規定が存在しないのに無理やり死刑にした」ことに変わりはなく、近代的な法治国家をめざす我が国がとるべき手段ではありませんでした。

加えて、いくら国際問題に発展しかねないからといえ、政府が裁判所に刑罰を強要するという行為は、司法権の独立を揺るがす大問題であり、近代国家としては許されないものでした。

結局、当時の大審院長(現在の最高裁判所長官)であった児島惟謙(こじまいけん、または「こじまこれかた」)が政府の要求をはねつけ、犯人の津田に刑法の規定どおり無期徒刑の判決を下しました。

大津事件の顛末(てんまつ)は世界中に大きく報じられ、結果的に司法権の独立を守った我が国に対する国際的な信頼が大きく高まるとともに、我が国が欧米列強にも引けを取らない近代国家であるということを証明することになりました。

当事者のロシアも、判決当初は「いかなる事態になるか分からない」と不服であったものの、明治天皇をはじめとする我が国側からの迅速(じんそく)な謝罪があったことや、イギリスやアメリカなどが上記の理由で我が国を高く評価したこともあって、賠償請求などの報復を一切行いませんでした。

大津事件は我が国にとって滅亡の危機をもたらしかねない大事件でしたが、事後の処置を誤らなかつたことで、結果として我が国の国際的な地位を高めるとともに、その後の条約改正にも有利に働くことになったのです。

ただし、青木周蔵はロシアの在日公使に対して津田の死刑を密約しており、事件の責任を取って外務大臣を辞職したため、条約改正の交渉はまたしても延期となり、青木の後を継いだ榎本武揚(えのもとたけあき)も、具体的な交渉ができないまま外務大臣を辞任しています。

なお、司法権の独立を守った児島惟謙は、明治 19 (1886) 年に大阪で開校した関西法律学校(現在の関西大学)の創設者の一人としても知られていますが、大津事件の解決に向けて大きな影響を与えたのは、児島惟謙だけではありませんでした。実は明治天皇のご存在もあったのです。

大津事件の発生という国家存亡の危機に際して、明治天皇のご行動は実に機敏でした。事件の一報が皇居に伝わるや、陛下は翌朝直ちに列車でご移動され、その日のうちに京都へお着きになると、翌日にはお自ら皇太子のニコライをお見舞いされたのです。

明治天皇はニコライをお見舞いされた際、皇太子が心を和ませるように親しく歓談されました。やがて怪我が回復したニコライが、ロシアの軍艦で神戸から帰国する際にも、陛下は京都から神戸まで列車で同行されました。

帰国当日、ロシア側から「天皇を軍艦に招待したい」との申し出がありましたが、我が国側で大問題になりました。なぜなら、大津事件の報復として、軍艦が明治天皇を乗せたまま出航する可能性もあったからです。万が一にも、陛下が拉致(らち)されるようなことがあっては取り返しがつきませ

ん。

しかし、明治天皇は「ロシアは先進文明国だから皆が心配するようなことをするはずがない」とご自身のご意思で軍艦へと行幸(ぎょうこう、天皇が外出されること)され、ロシア側の大歓待をお受けになられただけでなく、普段はそのようなご習慣がないにもかかわらず煙草入れをご持参なさり、お自ら皇太子に煙草をお勧めなさったそうです。

大津事件と言え、先述のように「我が国における司法権の独立を守った」ことでも有名ですが、その陰には明治天皇のご誠実かつご迅速なご対応が相手の心を開かせ、結果として我が国存亡の危機を未然に防いだという事実を、私たちは決して忘れてはならないでしょう。

明治 25 (1892) 年に外務大臣に就任した陸奥宗光(むつむねみつ)は、各国と個別交渉を行い、ドイツ駐在の公使となっていた元外相の青木周蔵にイギリス駐在公使を兼任させ、青木にイギリスとの交渉をさせました。

約 1 年かけたイギリスとの交渉が実って、明治 27 (1894) 年 7 月 16 日に両国は日英通商航海条約を結び、領事裁判権の撤廃や、最恵国待遇の相互平等および関税自主権の一部回復などに成功しました。

イギリスとの成功を受けて、陸奥は他の欧米列強とも同様の内容の条約を結び、それらはすべて明治 32 (1899) 年に同時に施行(しこう)されました。そして、最後まで残った関税自主権の完全回復も、先の条約が期限を迎えた明治 44 (1911) 年に、当時の外務大臣の小村寿太郎(こむらじゅたろう)によって達成されました。

かくして、我が国は安政の五か国条約を結ばされてから半世紀以上もの時間をかけて、ようやく欧米列強から、条約上において対等な国家として承認を受けることができたのですが、その背景には、憲法など諸法典を整備するとともに、後述する日清戦争や日露戦争に勝利して、我が国が世界に誇れる一等国として君臨(くんりん)するまでに成長したという大きな歴史の流れがありました。

3. 日清戦争と三国干渉

明治 9 (1876) 年に日朝修好条規を結んだ後の日朝関係は、国王高宗(こうそう)の外戚(がいせき、母方の親戚のこと)の閔氏(びんし)一族が、開国派として我が国と結んで積極的に開化政策を進めたことで円満となり、日朝両国にとって喜ばしい結果となりました。

しかし、この良好な関係は長続きしませんでした。開化政策に反対する勢力が国王の父であった大院君(だいいんくん)のもとに集まって、明治 15 (1882) 年に大院君がクーデターを起こし、同時に朝鮮の日本公使館が朝鮮人の兵士に襲われ、館員らが殺されました。これを「壬午(じんご)事変」または「壬午軍乱」といいます。

この事件をきっかけに我が国が朝鮮へ出兵すると、清国も同時に派兵しましたが、我が国が朝鮮側

と賠償などを取り決めた済物浦(さいもつぽ)条約を結んだことで武力衝突は回避されました。我が国は武力に頼らずに話し合いで解決しようとしたのですが、この姿勢が「日本は清国に比べて弱腰だ」とみなされたこともあり、この後の朝鮮国内では、我が国よりも清国に頼ろうとする事大派(じたいは)の勢力が強くなりました。

さて、壬午事変の際に、朝鮮の兵士が国際法上で我が国の管轄となる日本の公使館に危害を加えたことは、国際的にも大きな問題でした。朝鮮は謝罪の使者として金玉均(きんぎょくきん)らを我が国に派遣しましたが、そこで彼らが見たのは、自国とは比べものにならないほど近代的に発展した我が国の姿でした。金玉均らは、我が国がおおよそ 10 年前に派遣した使節団が、欧米列強の発展に驚いたのと同じ思いを抱いたのです。

「朝鮮も早く近代化しなければならない」。そう強く感じた金玉均らは、福沢諭吉(ふくざわゆきち)から資金の援助を受けた後、明治 17 (1884) 年に独立党(どくりつとう)として朝鮮国内でクーデターを起しましたが、清国が事大党への支援を口実に再び出兵したため失敗に終わりました。これを「甲申(こうしん)事変」といいます。

壬午事変と同様に、清国はまたしても朝鮮国内でのクーデターに軍事介入したことになります。さらに、クーデターに失敗した金玉均が我が国の公使館に逃げ込むと、清国の兵士が公使館を襲って焼き討ちし、女性を含む多数の我が国の民間人が殺害されました。

このような酷(むご)い仕打ちを受けた我が国でしたが、国力の充実を優先して清国との武力衝突を避ける意味も込めて、翌明治 18 (1885) 年に、伊藤博文(いとうひろぶみ)が清国の李鴻章(りこうしょう)との間で天津(てんしん)条約を結びました。この条約によって日清両国は朝鮮から撤兵するとともに、将来出兵する際にはお互いに通知しあうことを義務づけました。

二つの事変を通じて、我が国は朝鮮を独立させようとしても、清国が宗主国の立場を利用して何度でも干渉してくるということをつくづく思い知らされました。

なお、金玉均は事変後に我が国に亡命しましたが、明治 27 (1894) 年に上海(シャンハイ)で暗殺されています。また、金玉均に資金を援助した福沢諭吉は、甲申事変が起きた翌明治 18 (1885) 年に「脱亜論(だつあろん)」を公表しています。

壬午事変や甲申事変を通じて清国が朝鮮への干渉を強めたのに対し、これを嫌った国王や閔氏一族は、ロシアに軍事的な保護を求めるなどして接近しましたが(これを「露朝密約事件」といいます)、これらの動きが発覚すると、清国は軍隊を派遣して朝鮮に対する圧迫をさらに強めました。

こうして、朝鮮半島は日本・清国・ロシアの 3 か国がお互いに勢力争いをする舞台と化してしまいましたが、その背景には我が国から清国、さらにはロシアへと次々と接近することで、他国からの干渉を逃れようとする朝鮮政府の姿勢もありました。この三つ巴(どもえ)の争いは、まずは我が国と清国との間で決着をつけることになるのです。

明治 27 (1894) 年、朝鮮の民間信仰団体である東学党(とうがくとう)の信者を中心とする農民が、朝鮮半島の各地で反乱を起こしました。これを「甲午(こうご)農民戦争」または「東学党の乱」といいます。清国が朝鮮政府からの要請に応じて派兵すると、天津条約に従って日本に通知したことで、我が国もすぐに朝鮮へ派兵しました。

日清両国の兵士によって反乱は鎮圧されましたが、両国は反乱後の朝鮮国内の内政改革を巡って対立し、ついに武力衝突してしまいました。「日清戦争」の始まりです。

ところで、日清戦争が起こった理由の一つとして「日清両国が朝鮮半島への影響を強めようと争ったからだ」という見解が一般的な歴史教育では知られていますが、これは本当のことなのでしょうか。両国のお互いへの宣戦布告の文章を読み比べれば、その謎は明らかとなります。

清国側の主張が「朝鮮は我が大清国に属して 200 年になるが、毎年我が国に朝貢している」と書かれているのに対して、日本側は「朝鮮は我が国が誘って列国に加わらせた独立国であるにもかかわらず、清国は常に朝鮮を自分の属国として内政に干渉し続けている」と書いてあるのです。

要約すれば、朝鮮を自国の属領にしようとする清国と、独立を助けようとする日本との間で日清戦争が起きたわけですから、もしこの戦いに「義」があるとすれば、清国と我が国のどちらの方に存在するといえるのでしょうか。

さて、日清戦争が起きたことで、帝国議会は政争を停止するとともに、全会一致で臨時の軍事費支出を可決しました。日清戦争における我が国の戦費の総額は、当時の貨幣(かへい)価値で約 2 億円にのびりましたが、これは国家の歳入の倍以上だったそうです。

日清戦争に対し、欧米の新聞の大多数が清国の勝利を予想した一方で、我が国民は「朝鮮の独立を助ける義戦である」とこぞって評価しました。福沢諭吉が、かつて咸臨丸(かんりんまる)に同乗させてもらった恩人の子が出征(しゅっせい)した際に「もし討ち死にしてもご両親のことは心配なさらぬように」と手紙を書いたほか、後に日露戦争に反対した内村鑑三(うちむらかんぞう)でさえ、英文で「日清戦争の義」を世界に発信しました。

戦争は豊島沖(ほうとうおき)の海戦から始まりましたが、その後は我が国の陸軍が平壤(へいじょう、現在のピョンヤン)から鴨緑江(おうりょくこう)を渡って満州(まんしゅう)へと入り、遼東(りょうとう)半島を占領して、清国の首都である北京へと迫(せま)りました。

海軍も黄海(こうかい)海戦に勝って制海権を得ると、明治 28 (1895) 年 1 月に陸軍が威海衛(いかいゑい)を占領したことで、清国の北洋艦隊が降伏するなど、我が国が圧倒的優勢の展開となりました。

こうして両国の戦いは、軍隊の訓練や規律の優秀さを誇(ほこ)るとともに、新型の近代兵器を装備した我が国の勝利に終わり、これまで「眠れる獅子(しし)」と恐れられた清国も、講和せざるを得なくなりました。

明治 28 (1895) 年 4 月 17 日、日本全権の伊藤博文・陸奥宗光と清国の全権であった李鴻章との間で、日清戦争における講和条約が、下関において調印されました。これを「下関条約」といいます。

この条約には、後述するような様々な事項がありましたが、もっとも重要なのは「清国が朝鮮を独立国として認める」ということでした。

下関条約の第 1 条には「清国は、朝鮮国が完全無欠なる独立自主の国であることを確認し、独立自主を損害するような朝鮮国から清国に対する貢物などは永遠に廃止する」と書かれていますが、この条文によって、初めて朝鮮は清国からの呪縛(じゅばく)を逃れて独立できることが可能になったのです。

朝鮮はやがて 1897 (明治 30) 年に「大韓(だいかん)帝国」と国名を改め、国王の高宗(こうそう)が初代皇帝となりました。それまでの宗主国であったチャイナしか使えなかった「皇帝」の称号を初めて使用できるようになった歴史的な意義は、世界史上においても極めて大きいものがあったといえるでしょう。

さて、下関条約の主な内容 (清国が我が国に対して) は以下のとおりでした。

- 1.朝鮮の独立を認めること (詳細は先述のとおり)
- 2.遼東半島・台湾・澎湖(ほうこ)諸島を割譲(かつじょう)すること
- 3.賠償金として 2 億両(テール、清の通貨単位。当時の日本円で約 3 億 1,000 万円)を支払うこと
- 4.新たに沙市(さし)・重慶(じゅうけい)・蘇州(そしゅう)・杭州(こうしゅう)の 4 港を開くこと

このうち、2.や 3.に関しては「敗戦国が相手国に対して領土を割譲して賠償金を支払う」というのが当時の世界の常識であり、決して我が国だけが欲張ったわけではありません。

また、台湾やその西に位置する澎湖諸島は、清国にとってはそもそも「化外(けがい)の地」、つまり実効的支配が及ばないと考えられていましたし、遼東半島も万里の長城の外に位置することから、それほど重要性が高くありませんでした。

にもかかわらず、新たに我が国が得た領土に対して、激しく抗議してくる国が現れてしまったのです。

遼東半島は、朝鮮半島の北西および満州の南側に位置していますが、ここを我が国が領有されると非常に困る国がありました。それは、東アジアに領土的野心を持っていたロシアです。

なぜなら、当時のロシアは南下政策を進めており、いずれは満州から朝鮮半島の領有をも視野に入れていました。それなのに、我が国が遼東半島を自国の領土とすれば、ロシアの野望に大幅な支障をきたすことになってしまうのです。

実は、こうした事情を理解していた清国の方からも、我が国に「奪われた」領土の返還や、あわよ

くば下関条約の無効化をも目論(もくろ)んで、遼東半島の返還をロシアに働きかけていました。要するに、我が国は清国とロシアに嵌(は)められたのです。

ロシアはドイツやフランスを誘って、我が国に遼東半島を清国へ返還するよう強く迫りました。いわゆる「三国干渉」ですが、これが行われたのは明治 28 (1895) 年 4 月 23 日であり、下関条約の調印からわずか 6 日後のことでした。

ロシアなどからの理不尽な要求に対して、我が国は当然のように激怒しました。しかし、巨大な三国に対抗するだけの軍事力を、我が国が持っているはずがありません。

我が国は、やむなく三国からの要求を受け入れ、賠償金 3,000 万両(テール、当時の日本円で約 4,500 万円)と引き換えに、遼東半島を清国へ返還しました。

ロシアの横暴ともいえる仕打ちに対して、当時の国民の怒りは頂点に達し、今は辛抱するとしても、いつの日か必ずロシアへの復讐(がしんしょうたん)を果たそうとする「臥薪嘗胆(がしんしょうたん)」が合言葉となりましたが、これは民間からの動きであり、ロシアなどを刺激しないため、政府はむしろこの語の使用を抑えていました。

なお、台湾や澎湖諸島に関しては、その後も我が国の領土となり、明治 28 (1895) 年には台湾総督府(そうとくふ)が置かれ、初代総督として樺山資紀(かばやますけのり)が就任しました。

また、この頃まで続いていた沖縄の帰属問題も、沖縄より西にある台湾が我が国の領土となったことで、自然消滅しています。

4. 列強による中国分割と日英同盟

先述のとおり、日清戦争で我が国に敗北した清国は、下関条約によって遼東半島や台湾を我が国に割譲しましたが、これを不服とした清国はロシアに声をかけ、三国干渉によって遼東半島を無理やり自国に返還させることに成功しました。

これは、外国を征するのに別の外国を利用するという「以夷制夷(いいせいいい)」と呼ばれた、チャイナの伝統的発想に基づくものでしたが、領土の返還を受けて喜んだのもつかの間、日清戦争の敗北で「眠れる獅子」のメッキがはがれた清国は、欧米列強から成功報酬ともいうべき「落とし前」をキッチリと付けさせられることになってしまいました。

まず 1897 (明治 30) 年に、山東省(さんとうしょう)で自国のカトリック宣教師が清国人に殺害されたことを口実として、ドイツが膠州(こうしゅう)湾を占領すると、翌 1898 (明治 31) 年には同湾を清国から租借(そしやく、他国の領土の一部を一定の期間を限って借りることだが、ここでは事実上の占領という意味)するとともに、山東省内の鉄道敷設(ふせつ)権を獲得(かくとく)しました。

他にも、イギリスが九龍(きゅうりゅう)半島や威海衛(いかいゑい)を租借し、フランスは広州(こうしゅう)湾の

租借権と付近の鉄道敷設権を得ました。欧米列強が、まるで清国を「生体解剖(せいたいかいぼう)」するかのように支配権を強めていった当時の流れは、今日では「中国分割」と呼ばれています。

なお、アメリカは中国分割には直接参加しなかったものの、1898(明治31)年にハワイを占領し、またフィリピンの支配に成功すると、翌1899(明治32)年に、国務長官のジョン＝ヘイが「門戸(もんこ)開放・機会均等」を列強に通告しました。国務長官の宣言の背景には、アメリカが中国分割に出遅れたことで「自国の分も残してほしい」という本音(ほんね)がうかがえます。

門戸開放を宣言したアメリカの思惑をよそに、清国の「生体解剖」は着々と進んでいきましたが、もっとも露骨(ろこつ)に動いたのは、我が国と国境を接するロシアでした。ロシアは1896(明治29)年に清国と対日軍事同盟を結び、シベリア鉄道を清国の領土をはさむように延長して、ウラジオストクへ至る東清(とうしん)鉄道の敷設権を得ました。

また、ロシアは清国が我が国から返還を受けた遼東半島の旅順・大連の港をも租借しましたが、これはロシアが間接的に我が国の領土を奪ったことを意味していました。

さらにロシアは、東清鉄道から大連湾までの鉄道敷設権をも獲得しましたが、これらによって、ロシアが鉄道開通後に、自国と満州や遼東半島とを自由自在に通行できるようになることから、結果的に満州や遼東半島全体がロシアの支配を受けることを意味していました。

ロシアを含む列強によるこれらの動きに対し、我が国は清国との間で、台湾の対岸に位置する福建省(ふっけんしょう)を他国に割譲あるいは租借させないように約束したものの、列強の動きそのものを封じることはできず、満州を事実上占領したロシアの圧力に苦しむことになりました。

こうしたロシアの不気味な動きが、やがては我が国と朝鮮半島との関係にも暗い影を落とすことになってしまうのです。

三国干渉によって我が国がロシアの圧力に屈したことは、朝鮮半島にも大きな影響を与えました。なぜなら、ロシアに対する我が国の低姿勢ぶりが「弱腰」に見えたことで、朝鮮政府が方針を転換してロシアへと接近していったからです。

このような「自分よりも大きくて強い国に自国を委(ゆた)ねる」という事大主義が、朝鮮政府内のいわゆる親露派の動きを強めることになりましたが、その最たる存在が朝鮮王妃の閔妃(びんひ)でした。

閔妃によって朝鮮が親露政権と化し、ロシアが朝鮮に対して影響力を強めれば、日清戦争以前の清国の立場がそっくりそのままロシアに移動することになりますから、これでは我が国が何のために大勢の犠牲者を出してまで日清戦争を戦ったのか分からなくなってしまいます。

こうした動きを憂慮(ゆうりょ)した朝鮮の日本公使の三浦梧楼(みうらごろう)が、国王高宗(こうそう)の父である大院君ら現地の反閔妃派と結ぶと、1895(明治28)年に、閔妃が我が国の援助でつくられた訓練隊を解散させようとして、王宮が混乱状態になった際に、閔妃が暗殺されてしまいました。これ

を「乙未(いつび)事変」といいます。

閔妃に直接手を下したのは同じ朝鮮人の訓練隊の兵士でしたが、いかなる理由があろうとも、一国の外交官が駐在国の王族暗殺に関わった可能性があるという事実はテロ以外の何物でもなく、極めて乱暴な行為に他なりません。

閔妃の暗殺を知って驚いた日本政府は直ちに関係者を逮捕するなどの素早い処置をとったこともあって、乙未事変は当時の大きな国際問題にはなりません。

乙未事変が大きな問題にならなかった背景には、朝鮮半島内において、かつての壬午事変や甲申事変などで多数の日本の民間人が殺害されていたこともありますし、また乙未事変後に朝鮮国王の高宗がロシア大使館に移った際にも、多くの日本人が巻き添えとなって殺されています。

要するに、当時の世界各国から我が国と朝鮮とが「お互い様」と思われていたからだともいえます。乙未事変における我が国の失態は肝(きも)に銘(めい)じておくべきではありますが、同時に当時の国際情勢も視野に入れたうえで考えなければいけない問題であるといえるでしょう。なお、事変後に閔妃は大元君によって身分を剥奪(はくだつ)され平民に落とされましたが、後に我が国からの助言もあって王位を回復しています。

乙未事変後に、朝鮮改め韓国(=大韓帝国)がロシアとの結びつきをますます強めたことで、ロシアが朝鮮半島を足掛かりとしてしきりに我が国に圧力をかけるようになるなど、我が国の外交問題に深刻な影響をもたらすようになりました。

さて、日清戦争を経て、まるで「生体解剖」のように欧米列強から領土を切り刻まれた清国では、1898(明治31)年に、康有為(こうゆうい)らが政治の手法を変えて国家を強くするという「変法自強(へんぽうじきょう)運動」を起こして、列強に対抗しようとしたのですが、上手くいきませんでした。

いわゆる「上からの改革」に失敗した清国内では、白人排斥(はいせき)への動きが次第に強くなり、「扶清滅洋(ふしんめつよう、清国を助けて西洋を滅ぼすという意味)」を唱えた排外主義団体の義和団(ぎわだん)が、1900(明治33)年に国内各地で外国人を襲撃しはじめました。

勢いに乗った義和団は、首都の北京に入って各国公使館を包囲しましたが、清国政府は義和団を鎮圧するどころか、義和団に同調して列強各国に宣戦布告するという行動に出ました。

かくして「義和団の乱」(または「義和団事件」)は、単なる国内の反乱から対外的な戦争へと変化しましたが、これら一連の動きに、列強各国は大パニックになりました。

なぜなら、このまま放置していれば、清国内に残した自国の公使館員や居留民(きょりゅうみん)らが、清国の正規軍によって虐殺(ぎゃくさつ)されるのは目に見えていたからでしたが、だからと言って、遠くヨーロッパなどから援軍を派遣したとしても、間に合うはずありません。

困り果てた列強は、清国から一番近い日本に救援軍を要請しましたが、我が国は容易に首を縦に振りませんでした。なぜなら、国際社会の日本に対する反応を恐れていたからです。

数多くの列強の中には、日本に対して必ずしも良い感情を持っていない国も存在します。もしここで、我が国が独自に動いて北京を制圧できたとしても、「日本は混乱のドサクサに紛(まぎ)れて清国を侵略した」と言い出す国が列強の中から出てくるに違いない、という思いが我が国をためらわせていました。

結局、我が国はヨーロッパ各国の総意に基づくイギリス政府からの正式な申し入れを受けて、初めて重い腰を上げることになったのですが、こうした背景には、白人中心の帝国主義の世の中で、有色人種の日本が生き残るためには、それこそ優等生のように節度ある行為を取らなければならない、という当時の日本政府の涙ぐましい努力もあったのです。

出兵を決意した我が国は、アメリカやヨーロッパなど8か国の連合軍の中心となって活躍したほか、救援軍が到着するまでの間に、義勇軍として奮戦した柴五郎(しばごろう)の功績などもあって、戦いは連合軍の勝利に終わり、清国は降伏しました。なお、この戦いは「北清(ほくしん)事変」と呼ばれています。

降伏した清国は、我が国を含む列強に謝罪するとともに北京議定書(ぎていしよ)を結び、列強の軍隊の北京への駐留や、多額の賠償金の支払いに応じました。このうち、軍隊の駐留が認められたのは、義和団のような悲劇を繰り返さないため、首都を襲う反乱軍を速やかに鎮圧するという目的がありました。

さて、北清事変をきっかけとして、ロシアがドサクサに紛れて満州全域を完全に占領し、我が国への圧力をますます強めるようになりましたが、その一方で、我が国は国際社会から大いに認められるようになりました。

我が国の評価が高まった背景には、日本軍が事変の際に連合軍の先頭に立って勇敢に戦っただけでなく、北京占領後に、他国の軍隊が当然のように略奪(りやくだつ)や暴行を繰り返した中で、我が国の軍隊だけが略奪行為を一切行わなかったという事実がありました。

加えて、先述のように、救援軍が到着するまでの間に日本人が中心となって義勇軍を形成し、孤軍奮闘(こぐんふんとう)のうえ持ちこたえられたという現実も、他国に対する我が国の信頼を高めました。

それまでアジアのちっぽけな有色人種の国に過ぎないと思われていた日本が、抜群の規律の正しさや勇敢さを見せたことは、列強諸国をして「日本は同盟相手として信頼に値(あた)いする」と評価せしめるとともに、やがてロシアとの決戦を覚悟することとなる我が国に「強力な援軍」が出現する流れをもたらしたのです。

19世紀の欧米列強による帝国主義は、植民地争奪戦ともいうべき国際的対立が激化した時代でもありました。列強は利害が一致する国との同盟を進め、ドイツ・オーストリア・イタリアの三国同盟

や、フランスとロシアによる露仏(ろふつ)同盟などが結ばれました。

一方、イギリスは「名誉ある孤立 (Splendid Isolation)」を唱え、他国と同盟を結ばずに独立独歩の道を行ってきましたが、ロシアによる露骨な南下政策が活発化するようになると、東アジアにおける植民地などの自国の権益をどのようにして守るか、ということが大きな課題となりました。

世界に冠たる大英(だいえい)帝国といえども、極東に多数の兵士を配置するまでの余裕はありません。やがてイギリス政府内において、東アジアの権益を守るためには、利害関係のない国との同盟が必要ではないかという声が高まりました。

そんなイギリスの目に留(と)まった国こそが、我が日本でした。先述した北清事変の際に、我が国が数々の「優等生」的な態度を示したことによって、イギリス政府の日本への信頼度が高まったことが大きな効果をもたらしたのです。

かくして、イギリスと日本とは明治 35 (1902) 年に「日英同盟」を結びましたが、これは世界中に大きな驚きをもたらしました。何しろあの大英帝国が「名誉ある孤立」を捨ててまでして、有色人種かつ東洋の小国でしかなかったと思われていた日本と同盟を結んだからです。

日英同盟の主な内容は以下のとおりでした。

1. 清国における両国の権益や、韓国における日本の特別な政治経済上の利益を承認する
2. 日英両国の一方が利益保護のために第三国と開戦した場合、もう一方は中立を守る
3. 日英両国の一方が 2 国以上と開戦した場合、他の同盟国も参戦する

両国の同盟は、イギリスはもちろん、我が国にも大きな効果をもたらしました。なぜなら、我が国が仮にロシアと戦うことになった場合、イギリスが中立を守る以上は、他のヨーロッパ諸国もうかつには手を出せませんし、もしロシアと同盟関係にあるフランスなどが戦いに参加すれば、同盟の規定によって、イギリスをも敵に回して戦わなければならなくなるからです。

なお、イギリスと我が国との同盟は日露戦争の終結後も延長され、大正 10 (1921) 年までおよそ 20 年間も続いています。

5. 日露戦争の世界史的意義

北清事変後に満州を支配したロシアは、親露政権となった韓国への圧力を強め、南下政策を一気に加速させました。1903 (明治 36) 年には、満州と韓国との境にあり、黄海(こうかい)に接した鴨緑江(おうりょくこう)沿いの龍岩浦(りゅうがんぼ)を手に入れて「ポート・ニコラス」という名の軍港としました。

ポート・ニコラスを手に入れたということは、遼東半島沿岸や朝鮮半島の西海岸における制海権を握ったことを意味しており、我が国の安全保障にとって重大な脅威(きょうい)となりました。

勢いに乗ったロシアは、朝鮮半島の南部にあり、我が国の対馬(つしま)を挟(はさ)んで対岸の馬山浦(ばざんぼ)や鎮海(ちんかい)湾、さらには対馬の竹敷(たけしき)港までをも目標と定めました。

もしこれらの地域をロシアに奪われれば、かつての元寇(げんこう)のように、我が国が外国からの侵略を受けるのは目に見えていました。ましてや、相手は世界有数の軍事国家であるロシアであり、まともに戦えば勝ち目は全くありません。

ロシアの脅威に対し、我が国は戦争を回避するため、懸命に外交努力を重ねました。例えば伊藤博文が、ロシアの満州における支配権を認める代わりに、朝鮮半島にはロシアが手出しをしないという「満韓(まんかん)交換論(または「日露協商論」)」を展開しました。

たとえ満州はロシアの支配を許したとしても、朝鮮半島における安全保障だけは死守したい、という我が国にとっての苦肉の妥協案でしたが、国力や軍事力に勝るロシアが承知するはずありません。

そんな我が国にとって、大いなる希望の光となったのが日英同盟でした。同盟国であるイギリスがロシアやその他のヨーロッパ諸国に圧力をかけてくれれば、ひょっとしたらロシアに勝てる糸口が見つかるかもしれません。

折しも国内では、社会主義者の幸徳秋水(こうとくしゅうすい)や、キリスト教徒の内村鑑三らがそれぞれの立場から非戦論を唱えた一方で、対露同志会を中心に主戦論が高まり、国民の世論は次第に開戦へと傾いていきました。

ロシアによるこれ以上の南下政策を何としても止めなければ、我が国の未来がないことを悟(さと)った政府は外交交渉をあきらめ、シベリア鉄道の全通が迫った明治 37 (1904) 年 2 月に、両国がそれぞれ宣戦布告し、ついに日露戦争が始まりました。

日露戦争の戦費は、総額で約 17 億円もの巨費となりましたが、我が国では国債や外国債を発行して賄(まかな)いました。このうち、外国債については当初は出足が鈍(にぶ)かったものの、日本銀行の副総裁であった高橋是清(たかはしこれきよ)の尽力により、イギリスやアメリカから約 8 億円を調達することができました。

英米が外国債の発行に応じた理由としては、自国の東アジアに関する権益を日本に守ってもらいたいという思惑があったのも確かですが、何よりも日英同盟が大きな効果をもたらしていたことは言うまでもありません。

この他、我が国はアメリカ在住のユダヤ人からも多額の貸し付けを得ることができました。これは、当時のロシアがユダヤを迫害していたため、我が国に積極的に援助したのではないかと考えられています。

こうして何とか資金の都合をつけたことで、戦争を続けることが可能になった我が国でしたが、国

力や戦力の圧倒的な違いがあったことから、世界では我が国がロシアに敗北するであろう、という見方が圧倒的でした。

ところが、いざ戦争が始まると、我が国は予想外の戦いぶりを見せました。そこには「ロシアの南下をこのまま許せば、我が国の未来はないから戦うしかない。戦うからには勝たねばならず、もし敗れるようなことがあれば、我が国はそれこそ滅亡するしかない」という、まさに「背水の陣」ともいうべき悲壮(ひそう)な覚悟があったのです。

日露戦争において、我が国は大山巖(おおやまいわお)陸軍総司令官のもとで、満州を主戦場としてロシアと死闘を繰り広げました。戦いは旅順口(りょじゅんこう)攻撃から始まり、仁川沖(じんせんおき)海戦から鴨緑江(おうりょくこう)会戦、黄海(こうかい)海戦から遼陽(りょうよう)会戦と続き、我が国が有利に戦いを展開しました。

しかし、ロシアが清国から租借(そじゃく)後に大要塞(だいようさい)を構築した旅順攻囲戦において、我が国は苦戦を強(し)いられました。総指揮を任された乃木希典(のぎまれすけ)は何度も総攻撃を仕掛けたもののうまくいかず、この戦いだけで、乃木の息子を含めて約 15,000 人もの死者を出してしまいました。

翌明治 38 (1905) 年 1 月に、乃木将軍が旅順攻略に成功すると、勢いに乗った我が国は、同年 3 月の「奉天(ほうてん)会戦」でも勝利しました。なお、奉天は現在の瀋陽(しんよう)であり、また奉天を占領した 3 月 10 日は、後に「陸軍記念日」と定められました。

陸戦で勝利を収められなかったロシアでしたが、無敵艦隊と言われたバルチック艦隊が健在であり、海戦において巻き返しは十分可能であると考えていました。

一方の我が国も、東郷平八郎(とうごうへいはちろう)率いる連合艦隊がバルチック艦隊を撃(う)ち破らない限り、真の勝利は有り得ないと気を引き締めており、両国の命運をかけた一大決戦が目前に迫っていました。

明治 38 (1905) 年 5 月、ロシアのバルチック艦隊が日本近海に姿を見せ、連合艦隊と対馬沖で激突しましたが、東郷平八郎が丁字(ていじ)戦法の奇襲を見せたほか、新式の下瀬(しもせ)火薬を利用した我が国の連合艦隊が、バルチック艦隊を圧倒しました。

「日本海海戦」と呼ばれたこの戦いにおいて、バルチック艦隊は戦力の大半を失って壊滅状態となった一方で、我が国の損害はわずかに水雷艇(すいらいてい)3 隻(せき)のみであり、世界海戦史上における空前の大勝利となりました。なお、海戦が行われた 5 月 27 日は、後に「海軍記念日」となっています。

日本海海戦を勝利したことで、制海権を確定させた我が国でしたが、実はここが一番の正念場でした。戦争が始まって既に 1 年 3 か月が過ぎており、兵站線(へいたんせん、本国と戦場を連絡する輸送連絡路のこと)も資金面も限界に達した我が国には、これ以上戦争を続けることが不可能に近くなってしまし

た。

一方のロシアも、度重なる敗戦で軍の士気が低下していたほか、明石元二郎(あかしもとじろう)による謀報(ちょうほう)活動の成果もあって、国内で革命運動が起きるなど、政情が不安定となり、講和を模索(もさく)するようになっていました。

ところで、戦争で勝利を得るために戦うのは軍人の役割ですが、彼らには戦争を終わらせることができません。戦争終結は外交努力の結果であり、それが可能なのは政治家だけなのです。

この大原則は日露戦争においても同様であり、国力の限界を見極めていた日本政府は、長期戦となつて我が国が劣勢(れっせい)とならないうちに戦争を終わらせるため、開戦前から講和への道を探っていました。

我が国がロシアと講和するためには、その仲介役となる国を求めなければなりません。当時の主な列強のうち、イギリスは我が国と同盟を結んでいますし、またフランスは逆にロシアと同盟を結んでいますから、仲介役になり得ないのは明らかでした。

そんな我が国が、最終的に仲介国としたのがアメリカでした。当時のアメリカは日露両国に対して中立的な立場であったし、またかつては不平等条約の改正に前向きな姿勢を見せるなど、我が国に対する理解も深いと思われたからです。

講和の仲介国としてアメリカを選んだ日本政府は、ロシアとの開戦決意とほぼ同時期に、司法大臣であった金子堅太郎(かねこけんたろう)を特使としてアメリカへ派遣しました。

当時のアメリカの大統領はセオドア＝ルーズベルトでしたが、実は金子とルーズベルトはハーバード大学の同窓であり、お互いに面識があったといわれています。そうした人物を送ることで、アメリカに有力な仲介国になってもらうとともに、あわよくばアメリカ国内における世論を、我が国に有利になるようにと導くことも視野に入れていた可能性もあります。

開戦前から講和への道を確保しようとした政府と、現場において命がけで戦い、勝利をつかみ続けた軍隊。政治家と軍人とがそれぞれの役割をしっかりと果たしていたからこそ、我が国は日露戦争において、戦局が有利なうちにロシアと講和を結ぶことが可能だったのです。

戦争は、始めることよりも「終わらせること」の方がはるかに重要であり、それを実現できたのが日露戦争であったのに対し、そうならなかったのが、いわゆる「昭和の悲劇」でした。

講和への道を探っていた日露両国は、アメリカのセオドア＝ルーズベルト大統領の斡旋(あっせん)によって、明治38(1905)年8月から和平の交渉を開始しました。

日本全権の小村寿太郎と、ロシア全権のウイッテとの間で進められた交渉は難航しましたが、同年9月に両国はアメリカのポーツマスにおいて講和条約を調印しました。これを「ポーツマス条約」

といます。

ポーツマス条約の主な内容（ロシアが我が国に対して）は以下のとおりでした。

- 1.韓国における日本の政治・軍事・経済上の優越権を認めること
- 2.遼東半島における旅順・大連などの租借権(そしゃくけん)を譲渡すること
- 3.長春(ちょうしゅん)以南の鉄道と、それに付属する炭鉱の採掘権などを譲渡すること
- 4.北緯 50 度以南の樺太を割譲すること
- 5.日本海、オホーツク海およびベーリング海での日本の漁業権を認めること

ポーツマス条約の締結によって、我が国はロシアが韓国へ手を伸ばすことを阻止(そし)したとともに、鉄道などの権益を得たことで、満州におけるロシアの影響も事実上除外できることとなりました。

また、樺太・千島交換条約によってロシアの領土となった樺太も、南半分だけではあったものの取り戻せたことで、安全保障上において、我が国は戦争前より優位に立つことができたのです。

しかし、条約は良いことばかりではありませんでした。戦争における賠償金を、ロシアから一切もらうことができなかつたからです。これは、早期の条約締結を優先した政府による苦渋の決断でもありましたが、我が国の優位を信じて疑わなかつた日本国内における不満の声が高まりました。

講和条約が調印された明治 38 (1905) 年 9 月 5 日に、東京・日比谷公園で講和反対国民大会が開かれましたが、勢いに乗った参加者が暴徒と化して、講和に賛成した新聞社や警察署などを次々と襲うという騒ぎになりました。これを「日比谷焼打ち事件」といいます。

優位な状況で講和が結ばれたことによって、最終的に我が国の勝利で終わった日露戦争ですが、有色人種国家でアジアの小国と見なされていた日本が、世界最強の白人国家であるロシアを倒したという事実は、国内のみならず、世界中に計り知れない影響を与えました。

15 世紀末のコロンブスによる新大陸の発見の頃から始まった大航海時代をルーツとして、白色人種の国家が世界の大陸を次々と侵略して植民地とするとともに、有色人種を奴隷(どれい)として支配するといった帝国主義が、20 世紀初頭までの世界の常識でした。

しかし、我が国が日露戦争で勝利したことによって、この常識が根底から覆(くつがえ)されるとともに、それまで白人の支配に苦しめられていた有色人種の人々に、とてつもなく大きな希望を与えたのです。

「百聞は一見に如(し)かず」ということわざのように、日本の劇的な勝利を実際に目にした世界中の有色人種の人々が「ひょっとしたら自分たちにもできるかもしれない」とイメージするようになったのは、必然の流れでもありました。

世界中の有色人種の人々の希望は、やがてインドやビルマ（現在のミャンマー）、あるいはインド

ネシアといったアジア各国の独立運動へとつながり、さらにはエジプトやポーランドなどにも飛び火しました。チャイナの清国も、1000年以上続いた科挙(かきよ)の制度を廃止するとともに、多くの留学生を我が国に送り込んでいます。

その一方で、敗れた白人国家は大きなショックを受けました。それまで当たり前のように拡大してきた植民地が、日露戦争以後は全く増えていないのです。

強国ロシアに勝った我が国に対して、敬意と畏怖(いふ)を感じた白人国家の多くは、日本を敵に回すよりも友好的な関係を築く道を選びましたが、そんな世界の流れに「待った」をかけた国が現れました。

その国こそが、かねてからアジアでの権益拡大を目指していたアメリカであり、日露戦争を境に、それまでの友好的な態度から一転して我が国への警戒を強め、やがては激しく対立するようになってしまうのです(詳しくは後述します)。

いずれにせよ、日露戦争は世界史上に燦然(さんぜん)と輝く 20 世紀最初の歴史的な大事件でしたが、我が国の戦後の歴史教育において、日露戦争の世界史的意義がほとんど語られないのは残念でなりません。

6. 日露戦争後の国際関係と日韓併合

日露戦争での勝利は、結果として我が国の国際的地位を高めることにつながりましたが、それを裏づけるかのように、明治 38 (1905) 年にアメリカとの間で桂・タフト協定が結ばれ、アメリカのフィリピンにおける指導権と、日本の韓国における指導権をそれぞれ承認しました。

また、同じ明治 38 (1905) 年には日英同盟が改定され、イギリスのインドに対する支配権と引き換えに、我が国の韓国への指導権をイギリスが承認しました。この他、ロシアと同盟していたフランスとの関係も良好なものとなり、戦争を経験したロシア自身との国交も修復されました。

我が国とロシアとは、明治 40 (1907) 年から大正 5 (1916) 年まで四次にわたって日露協約を結び、韓国における日本の権益をロシアが承認したり、満州や内蒙古(ないもうこ)の両国の勢力圏を確認しあったりするなど、お互いの利害関係を調整しました。

このように、日露戦争後に良化したと思えた我が国をめぐる国際関係でしたが、やがて利害の調整に失敗した国との関係が悪化していきました。それはアメリカのことです。

列強による中国分割に出遅れたアメリカは、「門戸開放・機会均等」を唱えるとともに満州の権益を求め、我が国がポーツマス条約で得た長春以南のいわゆる南満州鉄道(=満鉄)に対して、アメリカの鉄道王のハリマンが明治 38 (1905) 年に共同経営を呼びかけました。

ハリマンの申し出に対し、アメリカとの関係を重視した元老の井上馨(いのうえかおる)や伊藤博文、あ

るいは首相の桂太郎(かつらたろう)らが賛同しましたが、外務大臣の小村寿太郎が猛反対したことで、実現しませんでした。

ポーツマス条約を実際に締結した小村からすれば、多くの血を流して手に入れた満州の權益を、いかに共有とはいえ、むざむざとアメリカに譲り渡すことが我慢できなかったのかもしれない。

しかし、満州での權益を得られなかったアメリカは、この件を境に我が国への態度を硬化させ、翌1906(明治39)年にはサンフランシスコで日本人学童排斥(はいせき)事件が起きるなど、日本からの移民に対して厳しい政策を行うようになりました。

かくして、南満州鉄道の共同経営を巡(めぐ)って一度こじれた日米関係は、この後も好転することなく、日露戦争終結から36年後の昭和16(1941)年には、ついに両国が直接戦う運命となってしまふのです。悲しいかな、これも厳然たる「歴史の大きな流れ」なんですよ。

日露戦争の勝利によって朝鮮半島からロシアが手を引いたことで、我が国はようやくロシアの南下政策を食い止めるとともに、韓国の独立を保つことができました。

しかしながら、清国からロシアへと事大主義に走る韓国をそのままの状態にしておけば、またいつ「第二、第三のロシア」が出現して、韓国の独立と我が国の安全保障が脅(おびや)かされるか分かったものではありません。

そこで、我が国は韓国の独立を保ちながら、軍事権や外交権などを握ることによって、韓国を「保護国」とする方針を固めました。我が国と韓国は、日露戦争中の明治37(1904)年に、日本による韓国防衛の義務などを明記した日韓議定書(ぎていしよ)を結ぶと、同じ年に、韓国政府の財政や外交の顧問に日本政府の推薦者を任命するとして第一次日韓協約を結びました。

日露戦争終結後の明治38(1905)年には第二次日韓協約(=日韓保護条約)を結び、韓国の外交権を我が国が持つことで、韓国は事実上我が国の保護国となりました。また、条約に基づいて首都漢城(かんじょう、現在のソウル)に統監府(とうかんふ)を置き、伊藤博文が初代統監となりました。

こうして韓国は我が国の保護国となりましたが、これは韓国皇帝の高宗(こうそう)にとっては屈辱的なことでした。このため、高宗は自身も認めた国際的な条約であったにもかかわらず、自国の外交権回復を実現するために、1907(明治40)年にオランダのハーグで開かれていた第2回万国平和会議に密使を送って、第二次日韓協約の無効を訴えました。これを「ハーグ密使事件」といいます。

しかし、会議に出席していた列強諸国が条約の違法性を認めずに密使の会議への参加を拒絶したことで、韓国は目標を達成できませんでした。高宗や密使らの当初の思惑とは裏腹に、国際社会が第二次日韓協約の正当性を認めたことにもつながったのです。

韓国の面従腹背(めんじゅうふくはい)ぶりが明らかになったことで、韓国は当時の国際社会の信頼を損なうと同時に我が国の激怒を招き、高宗は退位に追い込まれました。そして同年に第三次日韓協約が

結ばれ、韓国内政権が完全に日本の管轄下に入ったことで、我が国による統治がさらに強化されることになりました。

ハーグ密使事件を受けて韓国への感情が悪化した我が国では、保護国ではなく韓国を日本の領土として併合するべきだという意見が強くなりましたが、そんな情勢に身体を張って反対したのが、初代統監の伊藤博文でした。

伊藤としては、韓国の独立国としてのプライドを守るために、近代的な政権が誕生するまでは外交権と軍事権のみを預かり、その後に主権を回復させる考えだったのです。

教育者であるとともに植民地政策に明るかった新渡戸稲造(にとべいなぞう)が、韓国の植民地化に関する計画を伊藤に持参した際にも、伊藤は「植民地にしない」と一蹴(いっしゅう)したうえで、韓国人による韓国の統治の必要性を、時間をかけて新渡戸に説明したというエピソードが残っています。

「韓国は韓国人によって統治されるべきである」。我が国初の内閣総理大臣であり、維新の元勳(げんくん)でもある伊藤だけにその発言は重く、伊藤が活着している間には韓国が併合されることはないだろうと考えられていました。しかし、その伊藤が、よりによって韓国人に暗殺されてしまうという悲劇が起こってしまったのです。

明治 42 (1909) 年 10 月 26 日、伊藤博文はロシアの外務大臣と会う目的で訪れた満州のハルビン駅で、韓国人の民族運動家であった安重根(あんじゅうこん)にピストルで撃たれて殺されました。

熱心な愛国国家であったとされる安重根からしてみれば、初代統監として韓国を保護国化した伊藤の罪は重く、また伊藤こそが韓国を併合しようとしている首謀者だと考えたのかもしれない。しかし、伊藤が韓国人によって殺されるということは、現実には絶対にあってはならない出来事でした。

伊藤は維新の元勳で我が国にとって至宝(しほう、この上なく大切な宝のこと)ともいうべき存在でしたし、何よりも併合に最後まで反対していた人物です。日本政府内に併合に前向きな勢力が多い中であくまでも友好的だった人物に対し、テロ行為でお返しするというのは、どう考えても言語道断であると言わざるを得ません。

安重根によるテロ行為は、それがどのような思いのものからであったとしても、結果として我が国と韓国との歴史をそれぞれ大きく変えてしまう出来事となってしまったのです。なお、安重根は現在の韓国(＝大韓民国)では英雄として称(たた)えられています。

安重根による伊藤博文の暗殺という大事件は、我が国の世論を激怒させたのみならず、韓国を震撼(しんかん)させました。日本による報復行為を恐れた韓国政府や国民の反応は、韓国内の最大の政治結社であった一進会(いっしんかい)が日韓合併の声明書を出したこともあって、次第に併合へと傾くようになりました。

しかし、我が国は併合に対してあくまで慎重でした。日韓併合が国際関係にどのような影響をもた

らすのかを見極める必要があったからです。そこで、我が国が関係国に併合の件を打診すると「我々が韓国と不平等条約を結んでいた条件を変更さえしなければ問題ない」という虫が良い話があっただけで、表立って反対する国は存在しませんでした。

その後、イギリスやアメリカの新聞も、東アジアの安定のために併合を支持するという姿勢を見せたことで、我が国は初めて日韓併合条約を結んだのです。時に明治 43 (1910) 年 8 月 22 日のことでした。なお、併合後には朝鮮総督府(ちょうせんそうとくふ)が置かれ、後に内閣総理大臣となった寺内正毅(てらうちまさたけ)が初代総督を務めています。

日韓併合は、このような慎重な手続を踏まえたうえに、国際的な世論の同意も得て初めて実現したのです。なお、平成 13 (2001) 年に、日韓併合条約の有効性が日本と韓国(=大韓民国)との間で議論された際に、韓国側が「強制的に併合されたから無効である」として国際会議に訴えましたが認められず、21 世紀においても、国際社会が日韓併合における我が国による朝鮮半島支配の正当性を認めていることが確認されています。

朝鮮が我が国に併合されたことで、日本政府は、朝鮮内の衛生の改善や植林事業などを行いました。また、併合前から始めていた、土地制度の近代化を目的とした土地調査事業も本格化に行い、土地の一部が東洋拓殖(たくしょく)会社に払い下げられるなどによって、大正 7 (1918) 年までに完了しました。

この他、明治 45 (1912) 年には土地調査令を公布して、地税の公平な賦課(ふか、租税などを割り当てて負担させること)を実現するとともに、土地の自由売買が行えるようにしましたが、所有権の確認を厳密に行ったことで、土地を占有(せんゆう)していただけの農民が、自分の所有権を失ってしまうという一面もありました。

ちなみに、地税統計に基づいた、土地調査令以後の朝鮮半島における日本人と朝鮮人との所有面積は、昭和 13 (1938) 年現在で 1 : 9 となっており、併合によって土地の多くが日本人の所有となったという説が誤りであることがよく分かります。

なお、併合の前後には朝鮮半島の各地で日本の統治に抵抗する義兵運動が本格化しましたが、憲兵や警察によって鎮圧されています。

さて、我が国は韓国を保護国にするという当初の思惑とは全く異なり、結果的に併合することになってしまいましたが、このことが、軍事面や内政面などにおいて、我が国の大きな負担となりました。

なぜなら、日韓併合によって、韓国は日本の領土となりましたから、朝鮮半島の安全保障も、当然のように本国並みの基準に引き上げなければならないからです。日露戦争の勝利によって、ロシアは確かに朝鮮から手を引きましたが、だからと言って、朝鮮半島における国境付近を中心とした防衛をおろそかにして良いはずがありません。

このため、陸軍は朝鮮半島への駐留を目的として、二個師団の増設を要求しましたが、日露戦争で戦費を使い果たしたうえに、賠償金がもらえなかったことで、国内のみならず世界中に負債を背負った我が国の財政事情を考えれば、不可能に近いことでした。

師団増設は当時の大きな政治問題となり、大正時代に入ってようやく増設が実現したものの、それまでに何度も内閣が交代しているという複雑な現実があるのです。

日韓併合における重い負担は、内政面も同様でした。日本政府は、朝鮮半島内の生活水準を本国並みに引き上げることを目標としましたが、併合当時これといった産業が見当たらなかった朝鮮半島において、工業を興(おこ)してインフラを整備することは、途方(とほう)もない大事業でした。

結局、我が国は朝鮮に対して、保護国の頃に当時の費用で1億円(現在の価値で約3兆円)を支援したのみならず、併合時代の35年間においても、約20億円(現在の価値で約60兆円)を援助し続けました。

この他にも、朝鮮半島への鉄道建設に当時で6,600万円の巨費をかけるなど、軍事関連を除く民間資産は、第二次世界大戦後に我が国を占領統治したGHQ(=連合国軍最高司令官総司令部)の調査で53億ドル(現在の価値で約15兆円)にもものぼっています。

我が国が朝鮮にもたらした資産は、モノばかりではありません。我が国は併合当時100校に過ぎなかった朝鮮半島における小学校を、5,000校にまで増やしました。また帝国大学を朝鮮の京城(けいじょう、現在のソウル)に設置しましたが、これは大阪や名古屋よりも早かったのです。

要するに、我が国は毎年のように朝鮮半島に対して多額の資金を投入していましたが、その一方で、本土への予算が十分に行きわたらなかったことが、恐慌や飢饉(ききん)が連続して発生したことも重なって、昭和初期を中心に我が国で不穏(ふおん)な動きが相次いだ遠因になったとも考えられています。

遼東半島の旅順や大連の租借権をロシアから得たことによって、我が国は満州の權益を持つことになりました。明治39(1906)年には関東都督府(かんとうとくふ)が旅順に置かれ、半官半民の南満州鉄道株式会社(=満鉄)が大連に設立されました。満鉄は旧東清(とうしん)鉄道や、鉄道沿線の鉱山や炭坑(たんこう)を経営して開発を行いました。

なお、この場合の関東とは、旅順・大連とその付属地域を指していたことから、当地が「関東州(かんとしゅう)」と呼ばれたほか、現地の軍隊は「関東軍(かんとうぐん)」と称されました。

一方、チャイナでは、清国による長年の専制支配に抵抗した反乱軍が次々と立ちあがって、1911(明治44)年に「辛亥(しんがい)革命」が起こり、翌1912(明治45)年には、三民(さんみん)主義を唱えた孫文(そんぶん)を臨時大総統とする中華民国(ちゅうかみんこく)が成立しました。

しかし、北京において実権を握った袁世凱(えんせいがい)が、清朝最後の皇帝である宣統帝溥儀(せん

とうていふぎ)を退位させて、自らが中華民国大総統に就任すると、政敵となった孫文は日本に亡命しました。

かくして、劇的な外交史が展開した明治の御世(みよ)が終焉(しゅうえん)し、時代が大正に入ると、我が国は次第に諸外国によって追いつめられていくようになるのです。(続く)

主要参考文献：「日本の歴史 5 明治篇」(著者：渡部昇一 出版：ワック)
「ひと目でわかる『日韓併合』時代の真実」(著者：水間政憲 出版：PHP 研究所)
「新版 新しい歴史教科書 中学社会」(出版：自由社)
「詳説日本史 B」(出版：山川出版社)
「日本人の誇りを伝える最新日本史」(出版：明成社)
「年代ごとに読める歴史事典 最新日本史教授資料」(出版：明成社)

YouTube 再生リスト「日本外交史 その五」

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLeZrZWY-wML6wThNXNL3Z3JIAe0T0Sf0v>

黒田裕樹の歴史講座

<http://rocky96.blog10.fc2.com/>

※黒田裕樹の「百万人の歴史講座」でダウンロードできる全ての pdf (テキストファイル) は、黒田裕樹が著作権を持つ著作物であり、またその販売権は「南木倶楽部全国」を主催する南木隆治にあります。これらのファイルを第三者が再販売・不特定多数に対して再配布することはできません。